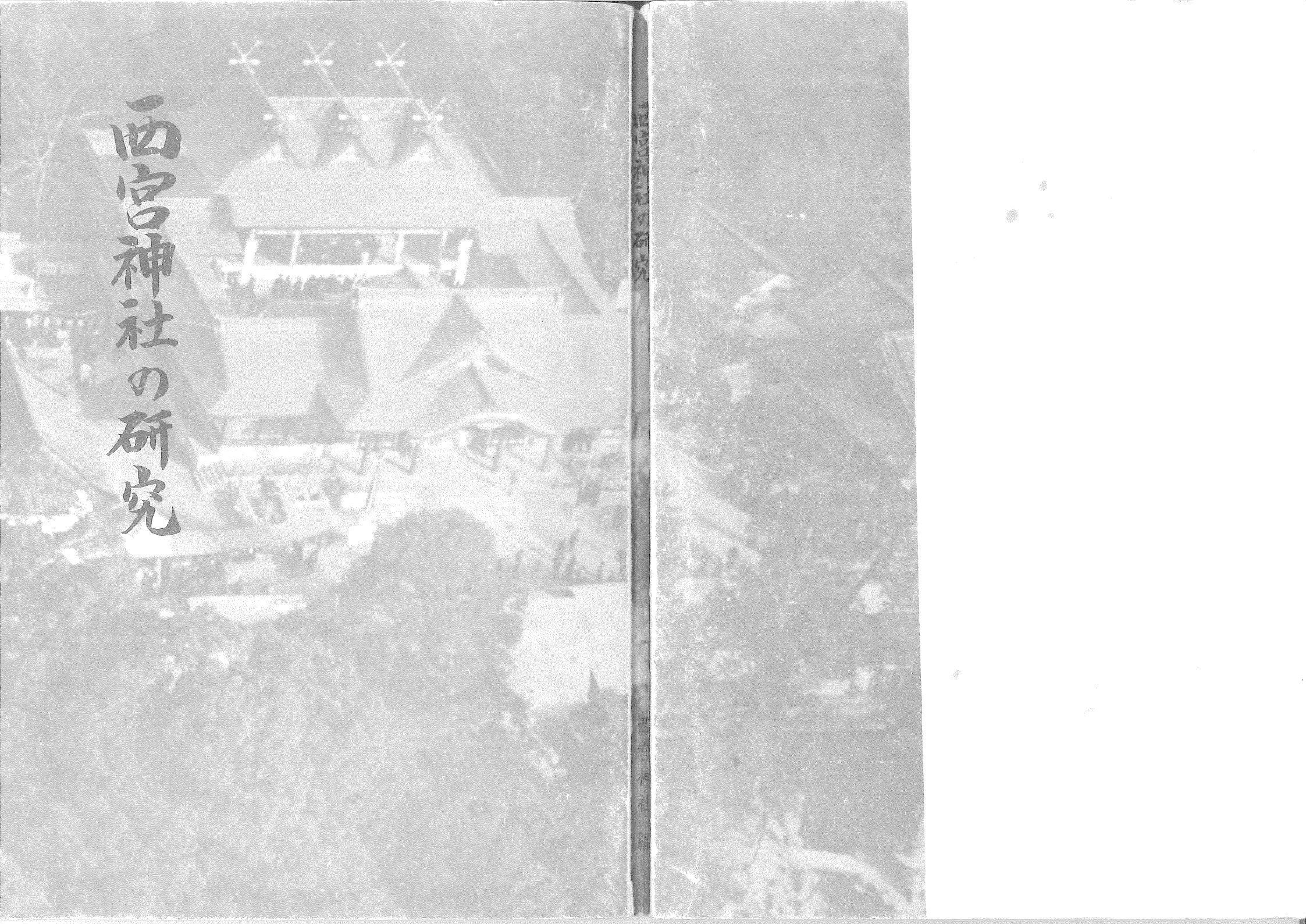


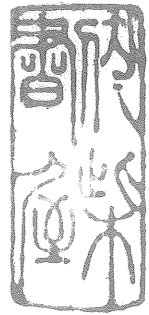
西宮神社の研究



西宮神社の研究

西宮神社研究

西宮神社の研究



西宮神社編



西宮神社の社頭



表大門と大練塀

(共に重要文化財)



人形操りの始祖を祀る百太夫社

目次

——論 說——

傀儡戯・傀儡子族と百太夫信仰	滝川政次郎 三
伯家と西宮	久保田 収 五
西宮神社と海神信仰	岡田米夫 七
広田南宮と西宮	吉井良尚 九
西宮神社と算額について	桑原秀夫 二四
伊勢・志摩におけるえびす信仰	吉井貞俊 二六
エビス神研究	吉井良隆 三三

——資 料——

磐櫓樟船上、中、下卷	吉井良秀	二五
武庫郡式社記	吉井良秀	二〇三
西宮神社金石表		二四

— 論 說 —

西宮神社の研究

昭和五十年

西の宮に、神民の船に榊ほこざかして、幣料ぬされうといふ物とりて、

風の祈りする図かたかけるをよめる

柴小舟しばをぶね真帆にかきなせ木綿ゆふし垂でて西の宮人風かざ

まつりしつ

— 源俊頼散木奇歌集

広田南宮と西宮

吉井良尚

広田神社といへば兵庫第一の名社として由緒最も古く、朝野の崇敬厚き社であることは周知の事実である。平城天皇大同元年（八〇六）には広田社へ封戸四十一戸を給せられ嘉祥三年（八五〇）には従五位下の神階を、また九年を経て貞観元年（八五九）に正三位に進められた。主として風雨を鎮め給ふ験であつた。更に貞観十年特に従一位に昇叙されたがこれは地震風雨に靈験ありと広く一般に信ぜられ且又度々の御加護に対しての奉謝であつたと考へられる。

「諸神記」に拠ると

広田号西宮 撰津国武庫郡広田社一座

広田者大神宮御同体也如式文者一座也

今現在五社也後人之勸請乎

一殿住吉明神 二殿広田 三殿八幡 四殿南宮 松尾

五殿八祖神 垂跡時代無正記

と記されてゐる。

元久二年（一一〇五）十一月廿二日に広田社の本宮遷宮が行はれた時の仲資王記に拠れば、其月十七日に広田本宮五社

遷宮に要する装束やら御料品が京都から送られて来たことを記し、五社とは八幡、住吉、広田、南宮、八祖の五社であることを掲記してある。これは恐らく文治五年八月の大風で社殿損壞した後の營繕だと考へられるが同じ仲資王記の同年八月の条には

八月十日庚子土平、戎三郎社遷宮御装束今日令調進了、来十四日依可有遷宮正殿也

十四日甲辰火危今夜戎三郎兩社遷宮無為被遂行了、是依檜皮修造也、假殿任先例奉用拜殿之由社司等所申也これに拠れば本宮五社は申すに及ばず、撰社たる戎社及三郎社も相次いで修營されたことを窺ひ知る。

さて其の広田神社が当初は高隈ヶ原（旧広田村六軒新田の東の低丘で所謂上ヶ原高台の西側に当り雲雀山といふ俚称の個処）に鎮座されたが、長年月の間に社勢昂揚乃至社領累加の結果一社に留まらず撰社末社が置かれるようになった状況を左の表示によつて一見しよう。伊呂波字類抄である。この書は橘忠兼が天養元年から治承年間（一一四四—一一八〇）に亘つて補綴した一種の辞書である。三十数年の追々の補訂や更に鎌倉期に及んでも猶補修された形跡もあるが、其の広田社の条は左の通り。

諸社広田 五所大明神 在撰津国 本身阿弥陀

矢州（弼）大明神 観音 南宮 阿弥陀

夷 毗沙門 児宮 地藏

三郎殿 不動明王 一童 普賢

内王子 観音 松原 大日

百大夫 文珠 竈殿 二所

今一つ「諸社禁忌」を引いて見る。この書は諸社に於ける触穢・産穢・死穢その他の禁忌を詳記したもので選者及年代不明だが先づ鎌倉時代中葉の作かといはれる。広田社の条は左の通り。

広田南宮と西宮（吉井）

広田

本地 入道前神祇伯仲資王云不分明但八幡同体由
社司申之巫女寿王云觀音

幣本数 仲資王云五本由

精進日数 三ヶ日

禁忌 産穢七ヶ日産婦百日（以下中略）

同浜南宮

本地 巫女寿王注之南宮 阿弥陀 児御前 地藏 衣毗須 不動 三郎殿 毗沙門 一童 俱利迦羅 松原 大日

幣本数 仲資王註曰三本自余末社各一本
但如式条者広田名次伊和志津岡田已上四社歟

禁忌 寿王注之 産穢 七ヶ日 産婦 百日（以下中略）

右二種の典籍の記する所を通観するに平安中期以後鎌倉時代へかけての広田神社は南北両方に別れ、北を本社として五社（幣五本）を祀り、南の方は広田の浜の南宮と称し主祠たる南宮社に三殿（幣三本）を祭祀し、自余の末社にも夫々幣一本が奉られる定めであつた。

浜の南宮といふ包括した名を打出し、その中に先づ南宮社があり諸末社が散在した訳である。既に承安二年（一二七二）の広田歌合にも

今朝見れば浜の南の宮つくり改めてけり夜半の白雪

と詠ぜられてゐる。然して伊呂波字類抄に記されてゐる末社で諸社禁忌には記入してないのがある。即ち矢州大明神、内王子、百太夫、竈殿の四つである。これに就ては後述に譲る。

さて然らば浜南宮が何時代に建設されたか。これが実は本論の主題である。十数年来これを考へてゐるが今以て明確を期し得ない。やむを得ず史書の徵証を辿つてその次第を述べて見ようと思ふ。

平安末期、後白河法皇は政局艱難の時世を処理せられた一方、当時民間に流行してゐた民謡、小唄、今様などに多大の興味を持ち、出家遊ばされた嘉応元年以後承安、安元などの七、八年の間にこれらの歌謡を整理集大成されて梁塵秘抄が成立した。今伝はるものは其の一部分が残存するに過ぎないが、それでもこれを神事歌謡、仏教歌謡、民衆歌謡の三つに別けて当時の世相を窺ひ当時の風俗習慣を偲ぶことが出来るのは誠に興深く感ぜられる。その歌謡の内に広田、南宮西宮等に関係あるもの数点が存するが茲には以後述べんとする南宮社に関するものを摘載する。

- ①南宮のお前に朝日さし、児のお前に夕日さし松原如来の御前にはつかさまさりのしき波ぞたつ
- ②御前より打上げ打おろし越す波はつかさまさりの重波ぞ立つ
- ③浜の南宮は如意や宝珠の玉を持ち須弥の峯をば權としてかいろの海にぞ遊ふたまふ
- ④南宮の宮には泉出で、雑井のお前は潤ふらむ濁るらむ中の御在所の竹の節は一夜に五尺ぞ生ひのぼる等々である。

①の歌の南宮、児御前、松原如来は前に掲げた伊呂波字類抄や諸社禁忌にも載つてゐる社である。松原如来は中山忠親の山槐記にも治承四年七月十九日此の附近を通つた時に記されてゐる小祠であるが、此附近は万葉集に謳はれて海近き津努の松原の地点であり、且は広田社の被官の祠でもあるのでつかさまさりの重波といふ句を点じたのであらう。つかさまさりとは官位の昇進を意味し、しき波は次々に寄せる波のことで官位昇進にいやちこの靈験ありと信ぜられた広田の大神に対する予望と希待とを意味したものと想ふ。「つかさまさりのしきなみ」という語はこの時代宮廷に仕へる人々の理想を表現する常套語であつたと見え既に枕草子にも其の九十二段に「殿上人の直衣ぬぎたれて扇やなにやと拍子にしてつかさまさりとしき波ぞ立つといふ歌をうたひて局どもの前わたる」云々と記してある。

枕草子の書かれた年代は一条天皇の長徳から長保年間と思はれ、また梁塵秘抄が嘉応から安元頃に蒐録されたとする
と其の間百七十八年も以前に已に宮廷に仕へる殿上人の謡ひ物であつたものなどが長年月の伝唱として流行し以後も尚

永く持続されてゐたので法皇の御撰にも入つた訳であらう。広田の神は思ふに御神位が従五位から暫らくの間に従一位に陞されたこと、その頃以来特別に朝廷の御崇敬が厚く、屢々奉幣があり験を受けた官吏も尠くなかつたことから自然官位昇進に験ある神と尊敬されるに至つたのであらうと思ふ。現に承安二年（一二七二）十月広田社に奉納された歌合の中に、述懐と題する歌があるが、その内に

昔よりめぐみ広田の神ならばさりと秋の心しるらむ

実家

位山高根の雲をよそに見てかゝる身とだに知られぬぞ憂き

広季

かこつべき方もなき身の愁ひをばこゝろ広田の神ぞ知るらむ

伊綱

位山たちものぼらぬ身にしあればうらやまれけり峰の白雲

広盛

世の中に置きところなく思ふ身は広田の神をたのむばかりぞ

知経

等は密かに官位の昇進を望む人々の切ない声であらうかと察せられるが、一方昇進したことを感謝する歌が見受けられないのが甚だ残念である。

②は①の替へ歌として出来たものであらう。お前とははじめは広田神社の神前遠からざる辺の海岸といふ意であつたのが後に南宮が創立されてからは、海辺に近いので寧ろ南宮の御前の浜という意に解されるようになってしまつた。

③浜の南宮 前掲承安二年広田歌合の内に社頭雪と題し右大臣大炊御門家佐によつて詠まれた如く「今朝見れば浜の南の宮造り改めてけり夜半の白雪」とあつて、白雪に覆はれた社殿の宏壮嚴肅な光景を髣髴させた訳であるが此の社殿は広田本社からは正南方凡そ二キロ強にあたる海岸近くに位置した別宮であつた。

扱て崇敬篤い神社に於て別宮設置の場合の理由としては、本社に属する社領を統制する為とか、或は本社が山地などの稍僻遠の地にあるため交通不便乃至物資収納の難等を緩和するため稍殷賑にして利便の地と同じ神を分祀し、その社の奉仕者をして本支の因縁をつなぎつゝ堅固な羽翼の地とも為しつゝ且は信仰の絆に繋がれつゝ適当な運営に依つて本

支相互の興隆を図らしめるといふが如き必要に依つて生ずる訳と考へられる。広田神社に南北両社が生じたのも全くそれであつた。

広田神社旧記（東京大学史料編纂所々蔵）

官宣旨案

左弁官下 広田社司

応早注進号権門勢家材木不弁神領柚并武庫河率分輩事、右得彼社神人等去月廿八日解状傳、謹檢旧貫、件山河依為神領、山以檜皮名山手、河以十支之一支材木号率分、所弁出也、自往古以降、敢無陵遲、皆是北南兩社之修理料也、具旨被戴去承曆年中之宣旨、就中当社者或崇廟於山脚或下基於海辺、因茲風雨殊漏破損疑至也、然者朝暮加修理之処如此不致其弁之間、宝殿廻廊一処而無完、神事違例何以如之哉、早被停止彼非例、忽欲令加修覆者權中納言源朝臣師時宣奉勅宣令彼社注申不弁輩者社司宜承知依宣行之

長承元年九月廿三日

大史小槻宿禰 在判

右中弁藤原朝臣 在判

この文書に依つて武庫山方面の山手や武庫川沿岸が広田社の神領であつたこと、また其れから生ずる収入が北南兩社の修理料となつてゐたことが明かである。然るに奸妨の輩出によつて納まるべき物が納まらず、随つて社殿、廻廊、其他の修繕が完全に来れないし、且は又神事の違例恐懼に堪えざる故、早く犯人を検出し、また修理を早速に行ふべき旨を広田社司に下命したのであつた。

此の文書に北南兩社とあり、また廟を山脚に崇め或は基を海辺に卜すとあるのは北の広田本社が山脚に位置し、南の別宮即ち南宮社が基を海辺に卜したことを記し、且普通ならば南北と書くべきを北南兩社と書いて北社を主とする軽重を明かにしてゐること等に抛りて長承元年（崇徳御宇、一一三二）の頃は既に南宮社の存在が明瞭に窺へるのである。な

ほ叢の文書中、承暦二年（一〇七八）の宣旨に既に神領の山木を切り、武庫川率分を妨げること停止する国宛ての左弁官下文のあつたことを記してゐるが、長承元年から五十四年も以前の承暦二年にも既に南宮が存立してゐたであらうか、これは猶明徴がないので不明だが、長承元年の下文は時の権中納言師時が奉勅宣行したのであるが、此人は少し以前の元永二年（一一一九）九月に一族数人と共に既に広田社へも南宮社へも参詣してゐる事実がある（長秋記参照）ので、定めて社頭の実状を能く承知してゐた事と思はれる。

扱て前掲長承元年並に元永二年に北南両社の存在を認識した上で、大治三年に二つの歌合即ち西宮歌合と南宮歌合が行はれたことを記したい。新校群書類従第八巻和歌部所収によれば

西宮歌合 大治三年八月廿九日於広田社頭講之

神祇伯頭仲卿一家人々相共所会也

とあつて、当日の歌合判者は前左衛門佐基俊、題は月、紅葉、鹿、虫、萩などの節物で、左右二十番四十首が詠進されてゐる。歌の中で歴史の徴証になるものは見当らない。たゞ西宮歌合といふ名称でありながら、実は広田社頭で行はれてゐることに注意を要する。次に

南宮歌合 同九月廿一日門妙社に於て之を合す、南宮にてこと題どもにて有るべかりし程にもとの歌どものえり残

しにてせよと度々人の夢に見ゆるによりて

と記されてゐる。南宮社の境域中に門妙社と称する殿舎があつた。門妙社の名は外に長秋記にも出て来る。即ち著者源師時が元永二年九月四日、実兄の参議源師頼、妹婿の伊豫守藤原長実、従兄弟の近衛権中将源顕雅等と共に広田南宮西宮参詣をした時に、広田社から南宮に下り、門妙社□俊檢校宅で宿泊してゐる記事がある。集会やら宿泊の設備もあつたようである。私は兼々この社について其の所在地や遺趾などに留意してゐるが今以て明かでないのは残念である。

大治年間の歌合の如く西宮と唱へながら広田社頭で行ふ混同は既に平安中期に始まつてゐたらしい。神祇伯頭広王記

に治承元年（一一七七）八月七日、伯為神拝下向西宮、だの翌二年九月十二日にも伯下向西宮などの記事を見るが、是等は広田南宮西宮を巡拝する日程を総称しての名称であつた。かの高倉院殿鳥御幸記治承四年三月二十日西の宮に幣奉らせ給ふとある西宮も恐らく此の三社の意であらう。

諸神記上巻にも広田、西宮と記してゐるのは平安期以来の名残をその儘伝えてゐるのだらう。さて南宮の名称の古さを尋ね諸書を検索してゐる内に見つかつた一史料がある。

それは昭和二十二年十月に重要美術品に認定された大般若経五二九巻中の一巻で、奈良県五条市の満願寺に所蔵されてゐる経巻の内の巻第四百六拾九である。その奥書に

（朱筆） 以此秩書写功德者広田大并南宮眷属諸神

為法楽嚴莊書写供養 敬白

（墨筆）

二校了

とある。これには年号が書いてないが、他の同種の多数の巻々に拠ると、僧永順といふ人の勸進により随願の僧隆快等の筆になり、第四百六拾六巻以後は永久四年丙申年（一一二六）の一月下旬に書写されたことが明かにわかつたのである。勸進僧永順は和泉国人で、写経供養祈願の目的の社として和泉国内の積川大明神、大峰明神、大鳥大明神、穴師二所大明神、大関大明神（日根神社）、河内国玉宮大明神（玉祖神社）、摂津国広田神社等の社名が奥書の中に書かれてゐる。その中に

広田大菩薩并南宮眷属諸神と記されてゐるのは実に有難いことであつた。これこそ今を距る八百五十八年の昔、広田神社には南宮社が存するのみならず諸々の眷属諸神が歴然と存在してゐる明証とすべきものである。大和在任の愚息安田良兼に嘱して最近同寺につき現品を拝観書写及撮影せしめ、これを確認したが奥書の朱筆の部分は極薄く書かれ、素人写真には殆んど写らなかつたのは誠に残念であつた。

附記 この存在を著書に記し留められた「日本書誌学之研究」の著者川瀬一馬氏に感謝する、現在の時点で南宮の存在を文書で明証出来るのは此の奥書が最古であると思はれる。

扱て南宮社が広田社の別宮として設けられたれ地は西宮（地名）である。此の西宮の聚落（市制執行以前の旧西宮を指す）が追々形成されるに至つたのは何時頃であらうか。これは可也難問である。私をして強いて言はしむれば広田郷住民の南遷、津門郷住民の西遷が主因であると言ひたい。

広田郷は広田神社の創建以来豪族山代ノ直、山代根古の一族が来住し、祭主葉山媛の一族が繁栄したであらうし、姓氏録の広田連これは百濟国人辛君君の後裔とあるが、天平宝字二年九月辛男床等十六人が広田連の姓を賜ふと見える一族も来住し、追々諸人も集まつて来ただらう。津門郷の地は務古水門即ち大阪湾北岸の入海の津頭を管掌した撰津皇別津門首の本貫であり、此地の繁栄は是等氏族の発展によるものが頗る多かつたであらう。務古水門の津頭で各地よりの舟運による来往は物資の集散、人口の繁殖と土地の股賑を来し、戸口の繁栄見るべきものがあつたらう。それらの拡がり西方に及んで新市街が出来た時、元の津門からはこれを西の村とか西の街とか称へるに至つたかと想像する。奈良時代後期から平安初期の頃には斯の如き状態であり、初期聚落が形成されると、其所に纏て神を祀る、大国主命を祀つたお宮が延喜式制定の頃迄に既に設置されたのが、式内大国主西神社の名を得たのであるまいかと考へられる。

西の里に在る宮即ち西宮は初めは神社の名称であつたのが、いつしか土地の名称になり終つた。嘗て熱田神宮の所在地が宮の一字で代表された時代もある。諸国に在る一國一社の一宮所在地が現在も一宮市や一宮町と唱へられ繁昌してゐるのと同じ傾向である。

斯くの如くして西宮の聚落は賑やかになつた。それにつけて思出されるのは源俊頼の歌である。
にしに宮に神民の船にほこ榼してぬされうといふ物とりて風の祈するかた（絵）描けるを詠める

柴小舟真帆にかけなせゆふしで、西のみや人風まつりしつ

歌詞の中の西宮人は西宮に奉仕する神職の意であらう。稍解しにくいので前置の詞書きと及び歌の意を意識するならば、即ち「西宮（地名）の氏子連が船に乗り、梓や榼を準備し、神職が奉幣の行事を行ひ、風の鎮まるよう祈念しつゝある状況を描いた絵画を一見したので即興の一首を詠んでみる。

柴小舟さゝやかな船だが満帆に風を含んでゐるようだ、その船中で神職が風の鎮まるよう祈る風祭を行つてゐるよなッ

との意であらう。作者俊頼は天喜三年（一〇五五）生れ、大治四年（一一二九）十一月歿七十五歳、従四位上、木工頭を勤め、勅撰集たる金葉集の撰者として当代一流の歌人であつた。その家集散木奇歌集の中には九州から撰津地方の海上を舟行したる。承德元年（一〇九七）の紀行歌が有るなどの縁故で俊頼が某年某日徒然に誰かの描いた実況図を見て興の起るまゝ此の歌を詠んだのであらう。恐らく承德年代より後の作と思はれるが、私はこれに依つて其頃お前の浜に漁業家が相当数居住して業務の発展を図りつゝありしことを知り、それに依つて西宮聚落の発展途上の或る年代の情勢を考察することの出来たのを多とする。

承安歌合に出てゐる左の歌

はいさわれとは踏まじ神垣や広田の浜に降れる白ゆき 広言

即ち広田浜—お前の浜—西宮海岸に降つた雪その辺に鎮座する南宮の神聖と清浄な白雪による感激に生きた人の存在をも意識することが出来る。

扱てそこで当時の西宮にどの位の戸数や人口があつたかゞ知られないのは残念であるが、遙かに後のことであるが、応安四年（南北朝二三七）十一月に西宮に大火があり八百軒が類焼した。それが町の一部分か大部分かは不明であるが、西宮の社は無事であつた。而して夫より六十年前の延慶年間にも大火に遭つてゐるが、今回はそれ以来の大椿事であつたと「吉田日記」に記載されてゐるのが幾分の参考になるかと思ふ。

次で南宮に就て記憶すべきことは鎌倉末期（或はそれ以前）その敷地内に商賈が市場を開いた史実があることである。加賀前田侯の臣森田柿園といふ人の温故雜帖といふ記録に左の記事がある。

延慶二年八月廿四日 広田社神官供僧等言上書

中略

一、海浜供祭人等船面錢貨事

右海浜者大神御垂跡以来為供祭人等敷地葉溟細令備進有限供祭之贄屋敷則西宮是也仍之混新田畠等之処船面泉貨号可為新畠分被致譴責条供祭闕如之源也矣

一、南宮御後市津料錢事

右市庭者南宮御敷地内西宮最中也号同新畠今月廿四日津料錢皆以奪取畢矣

下略

また別に「市津料事先度御進退之地也可致之沙汰之処適新可申入也」とある。（文意稍不明の処あるもその儘掲出す 平泉澄博士示教）

斯くして此の市場は所謂浜南宮の域内の一部に在つたらしく西宮最中也とあるのは南宮域内に西宮社の存在と聽て其の勃興をも暗示する一証となるべく思はれる。延慶二年（二三〇九）に既に市場交易の設備があり、其の津料錢が社頭収益の一助に充てられてゐたこと、またこの財源が盜難に遭つたことなどを此の文書は語つてゐるが、これは凡て西宮といふ聚落の繁榮を語る一証ともなるであらう。現在に於ても西宮神社南辺に市庭町の名が遺存するは往古の名残を物語つてゐるものである。この延慶二年から約五十年後の延文頃（一三六〇）の武州文書に載せられた「市場祭文」の中に昔大和の国の宇多の郡に三輪の市を立て（中略）住吉の浜に草木の市と名付けて九月十三日立てけりその頃より西の浜のえびすの三郎殿の浜の市として立つ

と記されてゐる。延慶の頃は南宮の御後の市といはれてゐたのが、延文の頃には西の浜のえびすの三郎殿の浜の市と唱へられたことは注目すべきで、聽て南宮の名を以て呼ぶよりも戎三郎殿（即ち現今の西宮神社）が隆盛に赴くと共に追々人口に膾炙しつゝありしことを察知すべきであらう。

以上南宮の創立年代や市場のことに就て述べたが、次に③の梁塵秘抄にある浜の南宮は如意や宝珠の玉を持ち云々の事柄について記す。

広田社の重宝たる劔珠に就ては日本書紀仲哀紀には『二年秋七月辛亥朔乙卯皇后泊豊浦津、是日皇后得如意珠於海中』とある如意珠が即ちそれであると伝へ、梁塵秘抄が編まれる頃にも其儘それが伝へられてゐたのである。假令それが伝説でありとするも余程の古伝であつて、元亨釈書には甲山神呪寺の開基如意尼の伝にこれを記し、また類聚既驗抄には藤原冬嗣の娘に係わることゝしての記事が見えてゐる。二十二社本縁広田社の条に、同社には神功皇后三韓征伐の時の甲冑並に如意珠等があり、宝珠は皇后が海中にて得給うたといふ書紀の記事が引いてあり、当時は右の如く信ぜられてゐたことが明かである。

中山太郎氏は其著「日本巫女史」の中で、神功皇后が此の如意珠で水晶占を行はせられたと想はれると論じて

神功皇后が得られた劔珠の用途は私の独断では皇后が水晶占をなされたものであつて、然も此のトひによつて神意を問ひ、戦へば必ず勝ち、攻めれば必ず抜くの捷利を博し、御女性でありながら万里の波濤を越え国威を海外にまで輝かされたので如意珠とも称したものと拝察されるのである。皇后は古史の伝ふる所によると、新羅より投化した天子の第五世息長家より出で、皇后に立たせられた御方である。従つて是等の占法が我国固有のものか、それとも息長家の伝へられた新羅の占法であるか、現今からは、そのいづれとも判断すべき史料も残つてゐぬが、兎に角に皇后が卓越せる占術を会得されてゐただけは今からでも恐察されるのである。

中山氏の説くが如き占法が果して行はれたか否かは知らないが、参考のため以上の文を引用した。さて劔珠に就ては

爾來随分重視されてゐた。されば建治元年（一二七五）八月八日、興正菩薩叡尊は広田社参拝に当り、社中保存の武器を拝観した後、今度は態々南宮に向いて宝珠を拝見したことを記して居る。また五山文学の雄僧絶海中津も其の著蕉堅稿の中で

拙者八月二十六日（永徳二年一三八二）垂涼、出遊州中名山、曰勝尾、曰箕尾、曰神呪、曰十輪（西宮鷲林寺のこと）、窮崎探勝、興寄浩然、遂詣西宮之社、所謂**劔珠者絶世之奇観也**、凡経四日而帰錢原之寓所云々

と記してゐるが、劔珠を見て絶世の奇観と叫んだのは痛快である。蓋し、その珠は水晶で高さ一寸八分、径一寸九分強で真中に凡そ一寸二分ほどの劔の形が顯われている、鉱物学上の劈開であらうか。これがまた神聖視されて珠の名を劔珠と称するに至り誠に勿体なくも思はれたのである。同じ時代高名の禅僧義堂周信も其著空華集に

過西宮観俗所謂劔珠

袖裏摩尼一顆円 靈光夜射九重天

若従沙漏空中過 竜女神珠不直錢

との詩を残してゐる。

降つて応永十三年（一四〇六）十一月二十日山科教言の日記によれば、清幸といふ同家の家職が西宮宝珠拝観のため物詣に出た由を記してあるが、廿三日帰洛した。日数から考へて見ても恐らく西宮の宝珠だけが目的であつたらしい。

応永二十年（一四二三）八月廿三日神祇伯白川資忠卿が西宮社参の時、一行の内の西思法師という者が宝珠を拝観したことを特記してゐる。

また、この時代に出来たと思はれる謡曲に「劔珠」と「西宮」とがある。現代通行の謡曲式百番からは除外されてゐるが、この当時は劔珠の信仰と共に相当持て囃され、随つて世人の能く知る処であつたと思はれる。謡曲「西宮」の一節にも

抑も劔珠と申すことは、水精の玉の中に一つの利劔おはします。明珠は何と廻れども中にまします御劔の、御先は西に向ふなる、新羅退治の玉鉾の、彼の玉殿の西の宮、能くよく拝みたまへや

とあるのも時の時代精神を現はしてゐる。降つて三条西実隆公記に

延徳三年（一四九二）二月五日西宮劔珠、去二十九日紛失、但則奉尋出之云々言語道断事也

とある。劔珠の信仰が一般に知られると共に斯様な危難も追々出るに至つた。

御湯殿の上の日記に

天文四年（一五三五）四月十一日伯の二位（従二位白川雅業王）西の宮の社、靈宝劔珠この度の乱に失せたるを本願寺より返しまいらすとて神妙と思しめて伯に文出さるる、玉を包みまいらする金襴見事なるを出さるる、祝着の由申さるる

後奈良院宸記にも

天文四年四月十一日伯二位西宮社靈宝劔珠今度乱ニ紛失、然尠ニ本願寺取返帰進、尤奇特候間、社家へ文被出、同珠を裏金襴出之、珍重珍重。

とある。天文前後に於ける一向一揆の此地方に於ける乱妨は誠に眼にあまるものがあつた。天文二年（一五三三）三月には一向一揆は伊丹城に伊丹親興を攻め、同年九月六日には河原林氏と連合で越水在城の篠原衆（阿波三好利長の属）を攻めてこれを逐出したが、同月二十三日三好利長の反撃に遭ひ、河原林も亦西成郡方面に遁走したが、斯かる折とて軍略上一向宗徒らは随分暴状を極めたらしい。続史愚抄に

天文三年正月〇々、日、々撰津西宮火、神尊等失翌年四月日本願寺 搜求奉納云 ○天聽宸記追本朝年代略記 ○廿六日甲子広田社火

とあるを見ると恐らく両社とも兵火にかゝり、殊に劔珠を奉祭してある西宮南宮社も回禄したのである。要するにこの兵火の最中に靈宝劔珠は一向宗徒に依つて持出され隠置してあつたのを、後に至つて本願寺幹部の良心に依つて改めて

世を救ふえびすの神の誓ひにはもらさじものを数ならぬ身も
 名にしおへば頼みぞかくる西の宮そなたに我をみちびけやとて
 名にしおはゞ西てふ神をたのみおかむそなたを終に願ふ身なれば
 俊恵

などの和歌が承安二年（一一七二）十月十七日広田歌合の折柄広田社の大前に奉られた。
 昔よりちかひ広田の神なれば祈るいのりもなるをとぞ聞く
 顯広王

などは元より広田社をたゝえた歌であるが、その社前にえびす神たる西宮神のことさへが併せ詠進されるといふ兩社親密の状勢が窺はれるのである。それより以前四十四年前の大治三年（一一二八）八月二十九日には、西宮歌合と題して実は広田社の大前で行はれ、同年九月廿一日には南宮歌合が南宮の門妙社に於て行はれてゐる。両方とも歌の内容は節物時令の風味のみで史的考証には役立たないが、大治といひ承安といふ頃に三つの社が夫々公卿や庶民の参拝で賑はしかつたことが明かに窺へる。

扱て次には広田社を中軸とする神祇伯の公式参拝が、いつ始まつたか明かでないが、残存記録では顯広王記の中に治承元年（一一七七）八月七日に「伯為神拝下向西宮」とあるのを最も古しとする。下向西宮とあつて其の実は第一に広田社に参り、次に南宮―西宮社その他に及ぶのが伯家歴代の慣例になつてゐた。三社のうち由緒からいへば最も新しい西宮の社名が、参拝行の代表的名義になつた理由如何、これは地利地勢の上からの便宜に因ると解せられるが、更に一つにはもうこの頃から衆庶の崇拜が他の二社よりも既に盛んになつてゐたことに因ると考へられる。既述広田即ち世俗西宮と記されるなどもその一証となるのではないか。

神祇伯参拝の記事が大日本史料第五編の第二に掲げてある。それは後堀河天皇の貞応三年閏七月廿八日に白川資宗王が神祇伯に任ぜられた。そして其年十一月に恒例の神祇伯西宮参詣が執り行はれた。新任奉告をも兼ねたであらう。十一月七日に京都を發し、大勢の随伴者を率ゐる鳥羽の船津から乗船、やがて淀河を下り午刻今津島を経て申刻^{四時}吹田に

上陸、先例の儲事に時を経て戌刻^{午後八時}陸行乘輿で出發、亥刻^{午後十時}鳴尾に到着、こゝで饗応を受けた、これを坂向^{さかむかひ}といふ。また出立、夜十二時に西宮浜手の巫女四条といふ者の家に到着、こゝが今回の宿所となつた。次で八日、九日、十日は精進潔斎、十一月十一日愈社参となる。未明沐浴、束帯の装束で広田社に参向、奉幣の行事、兩段再拝を行ふ。続いて御神樂が奏上された。こゝを終つて南宮に参り、次に戎三郎殿、次に内王子社、次に松原社に順次参詣をすませた。折柄朝来小雨であつたが夕刻に至つて漸く霽れる。そこで今夜女房の宿願を果さんため再び戎宮に参り、特別の神樂を「戎三郎殿御大教前」にて行ひ、且種々の事ありと書いてある。家の女房から兼々託された宿願であつたと見える。これこそ此時代に於ける戎神崇敬の発露として貴重視すべき史料と思ふ。それが終つてから、神樂等に奉仕した巫女四条を初め、関係諸人に衣料や纏頭を給した。その翌十二日と十三日は滞在で、神職や沙汰人、供僧等に面談したり引出物を手へたり等のことがあり、十四日は帰洛の途に着き、一日行程で夜おそく子刻に京都一条の邸宅に帰着したと記してある。

扱て他にも伯家資忠王や忠富王の屢々の社参記があるが、いづれも広田以下の各社を懇ろに巡拝するのであつたが、特に広田、南宮、西宮三社に対しては最も町重であり、拜殿又は庭上に於て兩段再拝を行ふ例であつたことも注意すべきである。最後に広田社や南宮社に所属する眷属の神々に就て略説して此稿を終ることとする。

前述の通伊呂波字類抄に矢州大明神があり、此の解釈は誠に難解なのであるが、以下私の考案を述べる。思ふに矢州は夜須であらう。神功皇后が西征の節九州で羽白熊鷲を討ち亡ぼし「我心則ち安し」と言はれた其の地が筑前国夜須郡となつた。現今の福岡県朝倉郡の秋月や甘木の附近であり、日本書紀によれば仲哀天皇九年秋九月、諸国に令して船舶を集へ、兵甲を練るに際して大三輪社を建立し、刀矛を奉つて祈願された処、忽ちにして軍衆自らに集つたといふ。此の時建立の社が大已貴命を祀る於保奈牟智神社^{おほなむち}であり、現在朝倉郡三輪村弥永に鎮座される旧夜須東郡の總社として崇められてゐる社で、即ち延喜式内社夜州大明神である。そこで延喜式神名帳撰津国菟原郡の大国主西神社も祭神は勿論

大國主命である。此の社が伊呂波字類抄編著の時に何らかの理由によつて矢州大明神の名に於て登録され、浜南宮の境内に夷社や三郎殿社と共に広田社眷属の列に入れられたものと私は考へるが、その以後に於ては嘗て式内社であつた社にも係はらず社勢振はざる小社に留まり、聽て諸社禁忌編集の節には記載にも洩れるようになり、誠に寂しい成り行きとなつたと想像する。古い由緒があるので筆頭に置かれたかと思ふ。

春風秋雨幾星霜、享保十九年に至つて並河誠所が撰津志を著述した時、如何なる根拠に依つたのかは不明であるが、此の社即ち大國主西神社が戎社即ち西宮神社となつたのだとしてゐる。明治初年神社制度改新の時には此の推断か社中に歓迎されたこともあつたが、結局は西宮神社境内に別に祀つてあつた社を姑らく式内の大國主西神社と定めて爾來今日にも及んでゐるのである。

内王子社は由緒不詳であるが、父吉井良秀の考定に拠れば今の香櫨園の俚称片鉾池の北畔の辺であらうかといふ。明治四十二年五月古墳の発見発掘された附近である。今は何の遺址もない。

百太夫社 天保十年西宮神社境内に移築されたが、以前は今の産所町のあたりに在つた。傀儡師の崇敬する神祠として古い由緒があり、梁塵秘抄にも出てゐる。

兎宮 これも梁塵秘抄に出てゐる神、南宮の若宮として祀られたものであらう、西宮社の境内に存するが広田社の管轄である。

一童社 所在不明仏者の方では本地は俱梨迦羅とあるので、不動明王の変相であらうといふ。不動堂は西宮社境内表門内北側にあつた由であるから、其辺に祀られたものと思ふ。近江の日吉神社にも一童が祀られ、衆生の願を充たすといふ麗はしい童子神であつたといふ。

松原社は津門村に在つた。昔は今の松原神社より少し東位に在つたと思はれるが、治承四年七月十九日に正二位中山忠親は、この附近の野田といふ地点で平清盛と面接してゐること山槐記の明記する処である。野田の地を「在西宮松原

西宮神社の沿革

如来東北五、六丁」と註してゐるので松原社の位置が推定出来るのである。此の社現今は菅原道真公を奉祀するが、大昔は万葉集に謳はれた津努の松原の一角で、津門に住む人々によつて松原如来として一社を存立させてゐたようである。

竈殿とあるのは恐らく奥津彦命、奥津姫命二神であらう。今亡。以上でほとんどの所期の記述を終る。

広田社別宮として設けられた浜南宮は今日も昔の由緒のまに／＼酒都西宮市内に存在してゐるが、嘗て南宮の一社たりし戎社三郎殿社が平安後期頃から追々衆庶の崇敬を受けて有名になり、鎌倉室町期に入つて愈隆盛に赴き、福神信仰の致すところ徳川期を通じて全国的に其名を知らるゝに至り嘗ての南宮境内が今は西宮神社の境内となつてしまつたのである。

明治四年五月広田社は官幣大社となり、官選宮司が任命され、次で明治七年七月西宮神社は県社となるに及んで、従来両社及南宮兼帯の神職たりし吉井氏は改めて西宮神社専属となり、広西両社に明確な一線が劃された。嘗ては浜南宮といふ名によつて出発した宮は、実に永い年処の間の変遷に依つて西宮社の境域となり終つた。凡てが明治維新と共に改まつたのである。

茲に私は西宮神社奉仕五十年のち辞任して更に十二年を経たる今日懐旧の情切なるものあるに至つて、この蕪稿を草した次第である。

（昭和四九、十一、八、西宮神社名譽宮司）

これに對しまして、反對にエビス神にとつて變つて信仰されてゐるといふ片田の稲荷神社のある片田大敷網組合からは、西宮の本社へ漁祈禱の申出が毎歳あり、団体参拝もされるといつた具合でありまして、また報告にはなにも触れられておりません宿田曾浦、浜島町の各漁港でのエビス信仰はまことに顕著なものとあります。

一例を、浜島にとりますれば、まず、正月十一日の事はじめの帖とじ祝いに、鰹、またはヤイトの塩物をコモ巻にしてエビス棚にあげる習慣がありまして、またこの日に限らず普段の日も毎日神棚に御洗米を供えますが、これは必らず鮑貝に三ツ穴のあいたものを用ひます。これをエビス貝といつております。

次に、一月二十日にエビスの丘にあるエビスの御神像の前で、初笑いの祭りといふのを漁業組合が主催となつて行なひます。これはその形態からも、そんなに古くから行なわれてゐるものとは思へませんが、これは、初笑いの音頭とりがおりまして、まず笑ふと、参列者も三回、とにかく無理でも笑ふ。笑えないと不漁になるといふことなものですから、一同参列の家族たちが揃つて笑ふといふ実に愉快な祭典であります。これは新しい祭りでありましようが、二十日エビスの一つの近代的な形態として、新らしければ、それだけ意義あるものと思ふわけであります。

また鰹船が出港し、帰港して参りますと、船のへさきの板をエビス板と申しまして、これを海に投げ込んで、潮で洗い清めるといふことをしておりますし、魚市場の係員、また宮の神職に魚を初（ハツ）又はエビスといつて差し上げて、豊漁の感謝をするといふことであります。

これはほんの一例でありまして、私自身ほんのわづかな期間に表面的な採取を致しましただけでありますので、まことに雑然とした報告しか出来ませんが、もつと本格的な民俗調査を志摩地方全域にわたつて行ないますれば、もつとエビス信仰の稀薄な地方とはいひきけることは出来ぬ所とならうと存じております。以上をもちまして、極く概略ではございますが、伊勢志摩におけるエビス信仰といふお話を了させていただきます。

（西宮神社禰宜）

エビス神研究

吉井良隆

一 序

兵庫東西宮市に鎮座する西宮神社は、福神エビス様の総本社として夙に著名である。地元では通常之を「エビスさん」と唱へ、俗間では漁撈の神として、又商売繁昌の神として絶大なる信仰を博してゐることは周知のところであるが、特に年一回の十日戎（一月九日、十日、十一日の三ケ日）は、全国より熱心な崇敬者が多数参集し、競つて神前に授福を祈願する光景は、正に民間信仰史上稀に見る一大祭典と云ふべきであらう。斯様な盛大なる祭典は、一朝にして興つたものではなく、長い歴史的過程を経て徐々に形成されて来たことは申す迄もない。その最も殷賑を極めた時代は、何と云つても近世をもつて最盛期とすべきであらう。併して信仰史上此の祭典が、上から下へ漸次滲透して行つたものではなくして、云はゞ民間から自然発生的に興つて来た点は注目すべきであつて、民衆の中からより上り、民衆自身の手によつて守りつゞけられて来たといふ、大衆の力、支援があつてこそ、今日までよく信仰形態を維持せしめることが出来たのである。従つて、エビス神の研究には信仰の面を無視しては到底眞の姿をつかむことは不可能であり、寧ろ、信仰史を究明することによつてこそ、斯神の御本体を明らかにすることが出来ようとも考へられるが、本稿では所論の複雑化を恐れて、この方面からの検討は別稿「エビス神信仰史」に譲ることとして、こゝでは主として基本的な問題に就て論じ

てみたいと思ふのである。

一体、エビス神とは如何なる神なのか、我が古典中の神々の系譜に姿を現はさない神だけに誰しも奇異に感じるところである。勿論我が神統譜に於て普通「八百万神」と称してゐる以上、其等多くの神々の中にエビス神の存在を認めようわけであらうが、何んとしても特異な神号からしても、又、上述の如き深厚な信仰組織を有する神としては何等諸古典中に現はれない点からしても、不可思議なる神と考へざるを得ない。斯様な点から従来エビス神を、或は蛭児神となし、或は大国主神、事代主神なりとして、我が古典中の神々の中から之を求めて来たのである。つまり、此の場合「エビス」なる神号は、固有名詞と考へるより普通名詞として用ひられてゐたことを示すに外ならない。このようにエビス神を如何なる神に擬するかについては、諸説があつて未だ定説をみない状態にあつた。併して一方、熱心なる崇敬者にとつては、エビス様はたとへ如何なる神であらうともエビス様はエビス様であつて少しも差支なかつたのである。単にエビス様として、十分崇敬の誠を尽して来たのであつて、その観点からすれば、殊更にエビス神を穿鑿する必要は毛頭ないのであるが、過去の経過からながめて決して満足すべき状態になく、再びこゝにエビス神を究めることが今日残された問題であるとするならば、こゝに学的操作によつて本来の姿に一步でも近づくことが出来れば、本研究の目的が達せられるを思ひ、敢て微才を省みず発表する次第である。大方の御叱正を願へれば幸ひである。

二

「エビス様」と云へば、誰しも七福神中の一神を想像するであらう。其は今日「エビス、ダイコク」と対照的に呼ばれ、且つ七福神中最も親愛的に、一般的に呼称されてゐる例をみても分る。エビス神が七福神の一つとして数へられるやうになつたのは、云ふまでもなく七福神信仰の普及をみた室町時代以後の事に属するが、それよりも早く既に平安時代末に於て「エビス」なる名称の単独に現はれてゐることは先人の指摘した通りであり、即ち、伊呂波字類抄十卷本を以て初見とする。其後鎌倉時代を通じてエビス神の勧請、神徳等については諸書に散見するところであるが、斯様な時代——つまり七福神信仰以前のエビス神とは一体如何なる神を指したものであらうか。果して外来神なのか、国内神なのか、若し国内神とすればどのような神なのか等を先づ以て考へてみなければならぬ。

解釈の糸口として「エビス」の語義に就て先づ検討すべきであるが、その前にエビス神に関する過去の業績をふり返つてみたいと思ふ。

今日「エビス神」について記された文献は多数存するが、その大部分のものは、七福神信仰が民間に流布し始めた室町時代以後、即ち、最も隆盛を極めた近世に入つてからのものである。従つて、エビス神と雖も単独に考察されたものではなく、七福神中の一神として論ぜられるか、或は又、「エビス、ダイコク」といふ当時流行の特定の二福神の立場より述べられたものが多いのである。此等を通じてうかゞへる特色は、大体俗神道流の解釈が多く荒唐無稽にして独断的な見方をしてゐるか、儒仏的な立場より一方的な見解を下してゐるに過ぎないものであつて、決して正鵠を得たものとは云ひ難く、今日吾人をして信用し得るものは何等存しないと云つて過言ではあるまい。たゞ注目すべきものとして、本居大平の「夷神説」（自筆本）が三井文庫に蔵せられてゐると云ふが未だ被見の機を得られないのが残念である。以上の如く近世におけるエビス神研究は、七福神を中心とする福神信仰が民間に深く滲透してやがて深遠なる信仰より墮して俗的な解釈があまねく行はれるに至つた社会を背景として行はれたのであるから、諸説共に牽強附会の域を脱することを得ないのは当然であらうが、学問的には何等根拠を有せず遽に從ひ難いものである。併し一面民間行事としてのエビス神信仰は、そこに凡ゆる要素が加味せられてはゐるものの根柢には古くからのエビス神の本質を蔵してゐることは明らかであり、今日なほも持続してゐる十日戎、エビス講、或は漁師間で行はれてゐるエビス信仰等は、民俗学的解釈によつてその本質を求め得べき好資料を提供してゐるのであつて、此の点につき別稿で触れる機会もあらうから詳細に述べないが、決して忘れてならない点であらう。

さて、明治時代に入るとこの方面の研究は寧ろ退化的容相を示し、何等挙ぐるべき著述は見当らない。日本の一大過渡期に遭遇し、相次ぐ戦役に総力集中の時代精神の反映か、福神もいさゝか国民から遊離したものであらうか。或は来たるべき時代に発展を期待すべき余力を温存してゐたが為であらうか。何れにしても、近代的学問の導入によつて発展を遂げた明治の学界の中にあつてはまことにわびしい状態におかれてゐたのである。所が大正時代に入ると俄然福神研究の地盤が開拓され、それに伴つて著述も次第に多く現はれるに至つた。その中であつて最も学問的、考証的な立場より之をながめ、最も代表的な研究として著名なものは喜田貞吉博士と長沼賢海氏の著述であらう。⁽⁴⁾ 両氏の所論は昭和に入つて先づ長沼氏が「日本宗教史の研究」（昭和三年十一月刊）に於て嘗ての論文を基礎に更に詳細な「エビス、ダイコク」研究を所収せらるゝこととなり、ついで昭和十年九月には喜田博士が世人の要望に答へて、先の論文に大幅の補正訂正を加へて刊行せられたのが「福神研究」（昭和十四年三月再版）である。其れと相前後して西宮神社祠官吉井良秀翁（著者の分家に當る）により「西宮夷神研究」（昭和十年刊）と「磐櫛樟船」（本書に所収）が上梓せられたことは見逃してはならない業績である。別に歴史学的な研究から離れて、民俗学的な立場よりエビス神の解明にとめたものに中山太郎氏の「ゑびす神異考」（『日本民俗学 歴史篇』所収、昭和五年十一月刊）があり、俗信仰としてのエビス神を民俗学的に究明しようとした学的方法論は注目に値すべきものと云へよう。⁽⁵⁾ 今日七福神就中、エビス神の研究に於て前記著述の右に出るものがない現状にあつては、先づ以て此等の所説の批判を行ふべきであるが、紙数の関係上省略に従ひ、以下論述の中に於て適宜批判を行ひつゝ進めて行きたいと思ふ。

以上エビス神研究の過去の業績を概観したが、さて前述の如く、エビス神は我が神代史上に現はれない神であるから、先づエビスの語原について究明することが先決問題であらねばならぬ。此の点については既に先学によつて種々解明せられて来たところであり、普通一般には「エビス」は「エミシ」即ち、蝦夷の転訛なりとする説がほど定説化せられて來てゐるのである。尤も「エミシ」の音韻変化から「エビス」になることは容易に考へられるところであり、記紀に見

へる「蝦夷」に、古訓の多くは「エミシ」と訓んでゐるが、中でも応神紀では「エビス・エミシ」、舒明紀、皇極紀などには「エビス」と訓読して既に種々の訓法を用ひてゐる例証から云つても明らかであらう。果して然らば、「エビス」なる語は元々「エミシ」と同一語源からなつて居り、それがたま／＼音韻上の変化によつて「エビス」となつたことはほど間違ひあるまい。たゞ注意すべきことは、応神・舒明・皇極紀に「蝦夷」を「エビス」と訓む異本の存在することであるが、此は当時から「エビス」と訓んだのではなくして少くとも奈良朝以前にあつては全て「エミシ」と訓んでゐたものの如く、それが平安初期頃より少し言葉が崩れ始めて「エミシ」→「エミス」→「エビス」と次第に変化を遂げたものであらうと考へるのである。従つて前述の諸紀で「エビス」と訓じてゐる異本は、最も新しい訓法——即ち、平安朝以後の訓法を古い時代に遡らせて追記したものとみて大過あるまい。平安中期以後に於ては寧ろ「エビス」の語が一般化して、より古い「エミシ」の語は次第に姿を消して行つたものと思はれる。これに代つて従来の「蝦夷」を呼称する語として「エツ」といふ言葉が生じ來たり、同時にエミシより変化したエビスも言葉の普遍化と共に独立語として成立し、意味上に於ても異なつた形をとるに至つたことは注目すべきことであらう。要するに、平安初期より中期にかけて「エミス」、「エビス」、「エビス」と称したものは、たとへ言葉の上の若干の変化を認めるにしても少くとも意味するところのものは奈良期以前の「エミシ」即ち、「蝦夷」そのものを指したものに違ひあるまい（勿論蝦夷と云つても後の東北地方の蝦夷のみを指すものではなく、西南地方の同化されない異民族をも含んでゐるのである。たゞ東北地方の蝦夷だけはその後も永く異民族として存続したために、つひにエビスと云へばたゞちに蝦夷を指すこととなつた）。やがて平安末期に至りエビスの語が独立語として盛んに用ひられるようになると、一方漢字の夷・蛮・狄・辺等をエビスの文字に當てるようになり、漢字から受ける感覚に基き自ら意味上に大きな変化をもたらすこととなり、蛮民・異族とかの觀念から夷俘・俘囚（何れも国語としてはエビスである）となり、やがて武士の代名詞ともなり、更には猛々しく勇武なるものを指すようになり、変化を遂げるのである。「定家卿仮名遣」（二本）には「海辺人」と書いて「エビス」と訓じてゐる特殊な例も見受け

られるのである(此は注意すべき点なので別に述べる機会があらう)。

以上の観点から私は、奈良時代を通じて呼びならはしてゐた「エミシ」なる語が平安時代になると次第に崩れ始めて末期に至り「エビス」といふ独立語を生むこととなり、それが一般に普及すると共に意味の上にて於てもかなり違つた事柄を指すようになった。斯様な時代に所謂「エビス神」といふ言葉が発生し、成立したものでないかと考へるのである。従つて直ちに「エビス神」(蝦夷神)となし、エビス神をもつて蝦夷の奉斎神と想定することは早計なりとしなければならぬ。何故ならば、前述の如く「エビス神」発生当時の「エビス」の意味は既に大きく変化してゐるからである。然らば、その意味するところは何んであつただらうか。

上述の如く、「エビス」を「エミシ」よりの転訛なりとする一般論の立場から先づ「エミシ」の語義の穿鑿に始まつたのであるが、その最も代表的な解釈は本居宣長の古事記伝を挙げるべきであらう。即ち、「蝦夷は、延美斯なり、名、義は、身に凡て長き鬚の多きを以て蝦になぞらへたるなり」(伝二十七)と述べてゐる。その後彼の説は主として国学者系統の人達によつて——若干の意見の相違はあつても基本的には受け継がれて行つたものと思はれる。併し乍ら宣長自身ですら「蝦夷」の文字にとられたあまり斯く推断したもの過ぎず、「エミ」(蝦)「エビ」はともかくとして、「シ」については「斯の意は未思得ズ」とまで述べてゐるのであつて、十分なる論証とまでは云へないものようである。伴信友に至つては「(前略)さはいへどえみしといふ義はいまだ考へず」と明言してゐる程である。又一方俗神道者の中ではエビスは咲みの意なりとする説などが行はれてゐたようであるが、此はエビス神が福神に習合されてから工夫した附会説であつて、勿論信ずるに足りない説であらう。明治以後に於ては更に諸学者によつて諸種の説が発表せられてゐるが、此もそれぞれの立場によつてその主張するところが異なり何等定説として認むべきものがない現状である。要するに、「エミシ」の語原については今日まで多くの説が唱へられてゐるとは云ふものの殆ど假定、臆測の域を出ないものばかりであつて、全く不明と云ふ外はない。従つて今こゝに改めて私の意見を發表するにしても、あながち仮

定の立場から云ふに過ぎないものであつて確たる立証の根拠とはなり得ないものであらう。当面の「エビス神」にとつても前述の如く「エミシ」との関係の稀薄さから云つても敢て申し述べる必要もなからうから差控へることとして、寧ろ、此の場合、文献上初見当時の「エビス神」の觀念に就てどのように考へてゐたかを知つておく方がより重要事であるように思ふ。

「エビス」の名の最も早く現はれた伊呂波字類抄、十に

広田	五所大明神	在撰津国
本身阿弥陀		
矢州大明神	観音	南宮 阿弥陀
粟	毗沙門	兎宮 地藏
エビス		
三郎殿	不動明王	一童 普賢
内王子	観音	松原 大日
百大夫	文殊	竈殿 二所

と記されてゐる。当時既に矢州大明神以下の諸社は広田本社の撰社として存在してゐたことは明らかであり、夷社もその一つであつた。此等の撰社の内現存するものは、南宮、夷、兎宮、松原の四社のみで、南宮は今日夷社の境内に広田神社の撰社として鎮座する。兎宮は貞享三年広田神社絵図(原図は広田神社所蔵)の戎宮境内図で南宮八幡宮の東側に座したことを明記してをり、今日ではほど同位置に兎社と称し、南宮の末社として小さな祠が残つてゐる。矢州大明神、一童、内王子、竈殿の諸社は今日では全然明らかでない。三郎殿は古くから「夷三郎殿」と併称、併記せられた為に一時は一神、一社の様に考へられた時であつたが、字類抄の示す如く元々別神であることは今日ではほど定説となつてゐると云つてよい。併しその鎮座地に就いては不明であるが、或は近世に入つて再び一神化せられた際そのまゝエビス神に包含せられたものであらうか(三郎殿とは如何なる神であるかについては多く異説があるが、後に述べる機会があらう)。百大夫

は同じく貞享三年古絵図に戎宮の北方に「百太夫ノ社」を記載してゐるのがそれであるが、此又、早く廃れたらしく今日では夷本社の西隣に末社として之を祭る。

さて、字類抄の広田社以下の諸社にはそれぞれ其の本地仏の名を挙げてゐる。一体、本地垂迹思想が世に盛んに行はれるようになったのは平安末期頃からであり、鎌倉時代には教理の形成にまで進展する結果となつた。従つて当時の神祇に関する文献には殆どその本地仏の記載せられてゐないものと云つてよいほど影響の大きいものがあつた。本抄も例に違はず本地仏を挙げてゐるが、たまたま御神格の不明のものが、その属する本地仏の性格によつて逆に類推出来得る可能性を作り出す基盤を提供するものである。今「夷」についてみると、その本地仏は「毗沙門」であり、「三郎殿」には「不動明王」とある(長沼賢海氏によるとそれより古く大和吉野郡石井庄下の「石井村八幡宮の棟札」に

夷不動 三郎 毘沙門 百太夫 不動

五大力

元慶元霜月十三日云々

とあることを挙げてをられるが、若し此が確かなものであれば「エビス」の最古の例とすべきであらうが、此の元慶元年の紀年には俄に従ひ難い点があるから慎重に扱ふべきであらう。こゝでは「夷」は「不動」であり、「三郎」は「毘沙門」と記されてゐる。鎌倉時代以後になると次第に両神が混同せられるようになり、或は一神化せられたり、時には別神扱ひをせられたりしたような結果、その本地仏も互に混用することとなつて来ることは文献の示す通りである。何れにしても「夷」の本地仏は「毘沙門」か「不動明王」のどちらかを之に宛てゝゐるのであつて例外はあり得ない。併らば、「毘沙門」にしても「不動明王」にしても此が仏に於ける忿怒相をなして利剣に纏へるといふ武勇の極めて盛んな武神、或は戦闘的な荒神を意味する偶像を示すものであるとするならば、本体たる「夷」について右の如き觀念の下に考へられてゐたことは先づ間違ひはあるまいと思はれる。即ち、少くとも文献に始めて現はれる頃の「エビス神」の觀念は、武神、荒神としての神格を有する神として考へられてゐたと思はれるから、既に「エビス」の語源である

「エミン」の意味するところから大きく変化してゐるものと云はなければならぬ。

古く本社に「沖エビス社」と称する祠宇一棟あり、今日境内の一隅に之を奉斎するが、貞享三年の古絵図によれば本社の境外南西二三町許りの田圃の中に「沖夷社」を掲載してゐる。此の社を一名「奥エビス社」とも云ふが、通称「荒夷」とも云つてゐる。此の名称は早く梁塵秘抄、後崇光院御記、及兼邦百首抄等に見へて居り、神社としては敵島社の末社にも存した。此の「荒エビス」の名称こそ私は上述の初見当時の「エビス神」の觀念の名残りを止めてゐるものと考へるのである。少くとも平安末期から鎌倉時代にかけて「エビス神」は一種の「荒神」として勢力を持ち、それだけ民衆が恐れ畏み、崇りある神として深く信仰を集めたものではあるまいか、田中信謹翁が「広西両宮記」に於て、「世に福神と持て囃された西宮夷神は今の蛭児宮ではなくして、末社の荒夷社即ち沖恵美酒神社こそ夫れである」と力説せられたことは、核心をついた言説ではないが、その一面を看破したものと云へよう。確にある時代には「エビス神」は「荒エビス」として神威の盛なる神であつたことは間違ひなく、又、残された文献によつてもその事は立証し得るのである(今日町名に荒戎町の名をとめてゐるのはその名残りである)。

以上要するに、初見当時の「エビス神」は「荒神」、「武神」としての觀念の下に認識せられてゐたこと、又、それは逆に「エビス」の觀念を猛く勇ましい、荒々しいものとしての意味の下に把握せられてゐたことを縷述したのであるが、勿論「エビス神」はその当時に始めて現はれたものではなく、古くから存在し崇敬せられてゐたものが、文献初見当時にあつては「エビス」という呼称の下に斯様に認識せられてゐたのである。それにしても後世には福神として崇められた「エビス神」が、「荒神」「武神」として恐れられてゐた時代があつたとは、対照的に面白い現象と云はねばならぬ。では文献初見以前の「エビス神」はどのような神であつたのだらうか。この点については次章で詳しく考察してみたいと思ふ。

註

- (1) 伊呂波字類抄は、此の十巻本の他に二巻本、三巻本(通常「色葉字類抄」と称す)が今日伝はつてをり、体裁は殆ど同一であるが、内容に於て二、三巻本は簡明であるに反し、十巻本は著しく増加して語数甚だ多く、社寺等の事蹟を注すること詳細を極め一見別書の如き感をいだかしめる。従つて十巻本は二、三巻本と異なり、それなりに価値を持つてゐるが、何れ其の後に増補せられたものであらう。増補の時期については確証がないが、平安末期には既に成立してゐたことは間違ひあるまい。
- (2) 七福神に関しては「日本七福神伝」(元禄十一年刊、麻詞頼耶撰)、「七福神伝記」(元文三年刊、神祇全書二)、「七福神考」(寛延四年刊、兩宝撰)、「七福神考」(文政九年著、齋藤彦磨)、「七福神考」(神祇全書二、山本時亮著)等の著述がある。又エビス、ダイコクに関する代表的な著述は、「夷子大黒記」(垂加草六、山崎闇斎著)、「大黒夷弁亦云夷大黒弁」(国学弁疑三八、吉見幸和輯)等がある。
- (3) 神道書籍目録に依る。
- (4) 喜田貞吉博士は、既に大正六年一月刊の「夷神考」(岩瀬文庫蔵)があり、ついで大正九年に「民族と歴史」(第三巻第一号)に「福神研究号」を發表、つゞいて同年同誌第三巻第二号に「続福神研究号」を發表してゐる。
- 長沼賢海氏は、大正十年一月に「福神 惠比須と大黒」を出版せられた。本書は既に大正四―五年にかけて史学雑誌掲載の「夷神稿」、大正五年發表の「大黒天神考」の二篇に新に若干を加へたものである。
- (5) 本書では、えびす神は民間信仰の為に、時代と共に発達進化した神、つまり俗信の対象として崇拜されたものであるから、専ら民間信仰の資料を基礎として同神の真相を究明したものであり、結論としては、鯨崇拜起源説を主張してゐる。
- (6) 平安朝以後になると、先づ日本書紀私記では蝦夷を「江美須」と称し、仁安三年十一月の厳島社神主散位佐伯朝臣景弘の解文では「江比須」と称し、石清水文書宮寺縁事抄第一には「夷源。長寛元年損色勘文注江比須。(略)」とあり、更に鎌倉期の積日本紀には「エビス」と記して各時代の和訓の使用例及びその変化のあとが伺はれる。
- (7) 古事記伝、二十七に「蝦夷は、延美斯なり名義は、身に凡て長き鬚の多きを以て、鰻ウナギになぞらへたるなり、(毘ヒと美と通ふ、蝦夷に虫備を添たる物と見ゆ、統紀には、蝦狄ともあり、斯の意は未思得ず云々)とあり。橘守部はその著稜威道別に「愛瀾詩場は蝦夷乎なり。諸抄此蝦夷をたゞ賤しめて云ふとのみ思へるは、本末たがへり。此御時陸奥の蝦夷を知るべきに非ず、此名は土蜘蛛と云ふが本なり。其は穴に棲む者は獸に近かる故に、自然身に毛生ひ、鬚長く延びて蝦に似たるより、其名義を蝦エビと云ふなりけり」と述べ、伴信友は比古婆衣五で「蝦は、本草倭名また倭名抄にも衣比と訓たれど古は衣美ともいひしなるべし、(略)美と

比とはことに親しく通ふ音にて、さる例ほかにも多かり云々。然るにえぞ人は長鬚の多き故に蝦に比へたるにて、えびをえみとかよはしていへるなりといへる説、はやくよりきこえたれど、蝦夷国の事記せる書どもに、そのえぞ人の形容をいへる肖像に見えたる、またまさめに其人を見たる人のかたれるをきくにも、鬚は多けれど、いたくは長からず、上鬚はさながらにてあれば、口は覆はれて見え、眉は一連なるが如くにて、毛ふかく生たり、総て身に毛多しとぞ、(略)さはいへどえみしといふ義はいまだ考へず」と記してゐる。

- (8) 古代史談話会編「蝦夷」所収、田名網宏氏の「古代蝦夷とアイヌ」参照。
- (9) 喜田貞吉氏著「福神研究」所収「夷三郎考」参照、長沼賢海氏著「日本宗教史の研究」所収「夷神と三郎殿と蛭子」参照。
- (10) 百大夫とは、西宮エビス神の御神徳を全国的に喧布する目的をもつて、人形を舞はせつゝ諸國を行脚する傀儡師の祭る神である。今日西宮社の北約二、三町に産所町といふ地名あり、此が古く一群の居住地であつた。別稿「エビス神信仰史」に於て詳細に述べる機会があらう。
- (11) 石清水文書宮寺縁事抄第一には「三郎殿 不動」とあり、本抄を引用したと思はれる東大寺八幡験記には「海老主毘沙門、(中略)三郎殿不動、己上二神奉祀一社也」とある。又、石清水八幡宮末社記には「西鳥居外、南宮阿弥陀或弥勒。夷毘沙門。三郎殿不動毘沙門」と記し、耀天記では「夷不動。三郎殿毘沙門同社。」と述べ、既に本地仏の混同が見られる。
- (12) 例へば、神祇伯仲資王の日記である仲資王記に、建久五年七月の条、夷が鳴動して朝廷に於て御卜の事を行はしめられたことが見へ、又応永二十六年に高麗に入寇せる時荒戎社に怪異の事があつたことを看聞日記の此の年六月二十五日の条にのせてゐる。

三

上述の如く、平安朝末期には「荒神」「武神」の觀念の下に把握されてゐた祭神としての「エビス神」は、当時始めて奉斎されたものではなく、他の神々と同様に古くから民族的信仰の対象として尊崇されて来たものであることは云ふまでもなく、偶々、御神威の発揚が当時の流行語とも云ふべき「エビス」(猛く荒々しいといふ義)に最もふさはしいものがあつたからこそ、改めて「エビス神」の呼称を与へることになり、古来の神名は何時しか消へ去つてしまつたものと云つてよからう。併らば古来の神名とは何か。文献上此について何等伝へるものがないから敢て穿鑿することは結局臆

測の域を出ないことになり得るが、一応明らかにしなければならぬ重要事であるから、以下私なりの解釈を試みてみよう。

先づ、手段としては今日「エビス様」として祭られてゐる祭神名にしぼつて、そこから出発することが最も妥当であらう。何故ならば、従来日本全国に奉斎せられてゐた「エビス様」の数は、西宮神社関係神社明細帳(写、昭和七年五月現在、今日ではその中戦災で焼失したのもあらうし、又その後新たに勧請したものもあつて、正確な集計は明らかでない)によると、合計五、五七〇社(当時の官国幣社所属社、県社、郷社、村社、無格社、境内社境外末社を含む計)の多きにのぼつてゐる。その主祭神名を調べると次の三神に決定付けられるからである。即ち、

- 一、大 国 主 神
- 一、事 代 主 神
- 一、蛭 子 神

である。

少くとも祭神に関する限り、右の三神がそれぞれ奉斎せられるについては、奉斎理由と、ある程度の歴史的経過とを持つてゐるわけであるから、簡単に他を排して此をよしとするわけにはゆかぬ。そこで以下三神について詳細に検討しつゝ「エビス神」の正しい元の姿を見出してみたいと思ふ。

その前に一言述べておきたいことは、長沼賢海氏がその著「日本宗教史の研究」所収「多びす神研究」に於て、エビス神を王朝末期以前には恐らく比奈神と読んだのではなからうかと考へて、その例証として延喜式神名帳より「比那神社」、「比奈守神社」或は同式、倭名抄より「夷守」「夷守郷」「姫名郷」を挙げて夷神の根源をさぐつてをられる。

又、喜田博士も「夷三郎考」に於て「夷守」の例を挙げて、九州地方の異俗を古く「夷」の文字をあて、エビスともヒナとも云ひ、要するに同義であるとして「然るに其のエビスを名に負ひ給ふ神があるとは頗る奇態な事で、随つて神

代史上にも行衛不明な蛭子がこれに擬せられた次第でもあらう云々」と述べてをられることである。「夷」と云ふ文字は例証に示された如く我が国では古くから使用され、異俗人を指してゐたことは間違ひなからうが、此を「ヒナ」と訓みこそすれ平安朝以前に於て「エビス」とは訓んでゐなかつたことは前章で指摘した通りである。だからと云つて直ちに「エビス神」の古称は「ヒナ神」であるとか、「エビス神即ヒナ神なり」と速断することはあまりにも「エビス」の言葉に捉はれ過ぎた見解ではなからうか。又喜田博士の述べられる如く、エビスといふ奇態な名を負ふ神である為に神代史上行衛不明となつた蛭子がこれに擬せられることとなつたと云ふ解釈も、我々には納得の行かない点である。勿論古くから「夷守」(此をヒナモリと訓むことは間違ひあるまい。魏志倭人伝中に「副曰卑奴母離」とあるヒナモリは恐らく「夷守」を指すものであらう)と云ふ言葉は使はれて居り、長沼氏の指摘せられた神名帳の「比那神社」、「比奈守神社」等はこれら「夷守」と何等かの関係のあつたことを想起させるが、と云つて上述の「ヒナ神即エビス神」の観点からその祭神を上に掲げた三神の一に擬せしむることは危懼を感じると共に適した祭神とは到底考へられないものがある。その意味から云つても「エビス神」の呼称は、平安朝当時の「エビス」の觀念の下に附加せられた名称と考へることがこの際最も妥当的な考へ方ではあるまいか。

さて、「エビス神」を大國主神として此を奉斎する神社は全国的に見てかなり多い。明細帳によれば蛭子神よりも寧ろ上廻る率を占めてゐる。その理由は、神代史上に於ける大國主神の主動的位置、及びエビス即異俗人の神とする見解より天津神に対する異俗即ち出雲系(国津神)の代表神とする觀念から発するものであらう。此を学問的に主張する学者は喜田貞吉博士を以て嚆矢とすべきである。その根拠とすべき唯一の史料は、延喜式神名帳撰津国菟原郡の条に「大國主西神社^鞆」とある其れである。即ち、祭神大國主神と在来の俗称西の宮の名と取り合せて大國主西神社となつたのではあるまいかと云ふのである。今神名帳記載の「大國主西神社」に就て考へるに、大國主は明らかに神名大國主神を指すことに異論はなからう。たゞ問題は次の「西」の文字の解釈如何である。喜田博士にしても吉井翁にしても共に

此を地名と考へ、今日の地名「西宮」と密接な関係を結ぶものと見てゐるのである。併し乍ら、神名帳の記載例を調べると、地名を附する場合には(1)(地名)坐(神名)神社、(2)(地名)(神名)神社、(3)(地名)神社の三例に統一されてゐるやうである。即ち、地名は全て頭に附せられてゐるのであつて、決して神名の下に附せられてはゐない。従つて神名或は地名の下に附した言葉としては先の「大國主西神社」の他に、美濃国各務郡「伊波乃西神社」、伊勢国多氣郡「相鹿上神社、流田上神社」、加賀国石川郡「額東神社、額西神社」、因幡国法美郡「多居乃上神社」等の例があるに過ぎない。これによつて此をみるに、東、西、上と云ふのは地名と考へるよりも寧ろ方向、方角を示す言葉を取はしてゐるとみる方がより妥当性があるのではなからうか。併らば、「大國主西神社」の西の意味するところは、両氏の云はれる地名ではなくして方向を現はしたものとみて大過あるまい。西と称するからには「大國主東神社」の存在をも想像せしめるが、今は此について何等根拠となるべき史料も無く、又、何を基準にして方向を定めたかも明らかでないから申し述べないでおく。以上の例証から私は「大國主西神社」をもつて直ちに西宮と結び付け、その祭神を大國主神と決定付けることには遽に賛成し難いのである。次に「大國主西神社」は撰津国菟原郡三座の中の一座であつて、今日の西宮エビス神社は旧武庫郡に属しており、平安末期には広田神社の撰社ともなつてゐたのであるから、武庫郡中の一社であつたことは間違ひなく、此が菟原郡の一社と結び付くはずがなかつた。併し吉井翁は此の点について「然るに大國主西神社は延喜式菟原郡に属せり、されば旧の菟原郡なるべき筈なれども、是は何の時代にか郡界が變更せし故なりと云ふ、神社の東附近の浜脇町に昔の郡界の印として近年迄古松樹一株有りたり、果して相違無くば古昔は全く菟原郡に属するなり云々」と述べ、その相違は郡界の變更によつて解決を見出してゐるのである。一体、往古の菟原郡の郡界は今日では明らかでないが、同郡三座中の一座である保久良神社(祭神椎根津彦命)が現今の神戸市東灘区本山町に鎮座する同社に間違ひあるまいから、恐らく西宮市の西端より芦屋市一帯がその範圍であつたのであらう。何れにしても郡界の變更は、後世地理的、文化的事情に基づいて郡の離合關係が盛んに行はれたのであるから、それに伴ふ郡界の變更も又当然

あつたことを認めるにしても、延喜式施行以後平安末期の間に於て郡界の變更が行はれ、直ちに大國主西神社が伊呂波字類抄所収の広田社撰社の「夷」と結び付くことは到底考へ得られないところである。勿論この点について吉井翁は「夷」との直接關係を認めないで、同撰社の「矢洲大明神」がそれでないかと憶測してゐる。即ち、矢洲は「ヤス」であつて八十神の意であらう、併して「其は大國主神社の祭神を尋ねるに是又抛る可きものを知らぬが、差し当り大國主神又は大己貴神と為すべきは勿論なるべし、然るを何角の機会に依りて之を兄神の八十神を祭るものとなしに非じか云々」と断定してゐるのであるが、これ又、私には承服し難いことは云ふまでもない。今日西宮エビス神社の境内に撰社大國主西神社を奉斎してゐるが(此はエビス神信仰の隆盛に伴ふエビス社の勢力が増大したある時代に、隣接郡の大國主西神社を同境内に吸収したものと私は考へてゐる。これが同社合一説の因をなしてゐると思はれる)、却つて本社に合祀せられずに撰社として置かれてゐることは、元々二社が別社であつたことを物語つてゐるのではあるまいか。以上要するに、エビス神は大國主神にして(喜田博士説)、其の西宮の社は式内大國主西神社であるとする説(喜田博士・吉井翁説)に対して全面的に賛成出来ない理由を述べたのである。⁽⁵⁾

次に事代主神を祭神として奉斎する神社は、明細帳によると大國主神に比してその数は少ないが、特に島根県を中心とする中国地方一帯に多いやうである。云ふまでもなく此の地方は出雲系の神々の地盤が強固であつて、偶々エビス神信仰が浸透して来ると此を出雲系の神に求めようとした。即ち、エビス神の性格(主として海神とし性格)に最も類似した美保関神社の祭神事代主神信仰と結び付けて次第に波及されて行つたものと思はれる。併し、事代主神をエビス神とする根本的な理由は、以上の外に又大國主神との關係を無視しては到底考へ得られないところであらう。其れは既に喜田博士が指摘されてゐるやうに、夷と並祀、並称されて来た三郎殿との關係においてである。エビスと三郎殿とは早くから相並んで奉斎せられて来たことは諸書に明記してゐる通りであり、これが時には一神として或は別神として全く混同化されたことも諸書の示す通り事実であるが、元々別神であることは上述した如くである。併らば三郎殿とは何

か。此に明確な解釈を与へたのは喜田博士その人であらう。既に述べた如く、博士はエビス神を大國主神であると云ふ立場に立つて「夷と並べて祀られた三郎殿が事代主神なるべきことは、夷が大國主神だといふことを証明するよりも容易である」と前言して、エビス神像が釣竿を持ち、魚を抱へてゐるお姿より連想して、此が神代史上に魚に縁のある話を有せらるゝ神としては事代主神以外にはない。即ち、三種の埜に魚を釣るを以て業とすともあり、國を天孫に譲り奉つて後に、海中に八重蒼柴離を作つて、船柁を踏んで避り、海上の神になられたと伝へられてゐるのである。斯様に見て「而して其れが大國主神の三男として古事記の面に表はれ、大國主西神社内に祀られて、三郎殿の名を得て居られたと云へば、是等の理由だけからでも、其の事代主神である事は明々白々だと言はねばならぬ」と断言しておられるのである。⁽⁶⁾つまり御神像のお姿と、三郎の意が大國主神の三男を意味するといふ二点より、偶然にも事代主神の事蹟に合致するものがあつたからこそ、斯く決定付けられたものであらう。併し乍ら後者に於て、主神たるエビス神が上来説き来たつた様に大國主神に非らずとすれば、忽ちにしてこの説は崩れ去つてしまふであらう。なほ又、御神像のお姿のみ採り上げてみても、それが事代主神を象徴する唯一の証拠と見ることは出来ない。何故ならば斯様な御神像の發生後、其の像に最も類似せる御神格に結び付く可能性が十分にあるからである。今日見る如き魚を持つた御神像が最も早く文献に現はれた例は、石清水文書宮寺縁事抄第一に「普通夷ノ如シ魚持之 三郎殿」と押紙に見へてゐるのがそれである。此によると三郎殿に限らず夷も又、斯様なお姿をしておられたようであるが、押紙である以上必ずしも当時のものであると断定することは危険であらう。何故ならば室町時代より以後近世にかけて「エビス・ダイコク」二神の福神信仰が民間に猛烈に普及し始めた頃には盛んに二神の御神像が彫られ、又、紙に画かれた（御神影）ものであるから、その頃の所作としてなされたものではあるまいかとも想像せられるからである。何れにしても御神像等の發生は時代的にみてかなり新しいものであらうから、これを以て直ちにエビス神を事代主神なりと決めることには色々問題もあらうし、仮に御神像が事代主神を現はすものとしても、それはかなり後世に属するものであつて、エビス神呼称以前の神を指した

ものとは到底云へないであらう。以上によつて事代主神説にも私は賛成出来ないのである。

最後は残された蛭児神に就いて検討してみよう。今日エビス神の総本社である西宮神社の主祭神は此の蛭児神である（正しくは右より第一神蛭児神、第二神天照大神、第三神大國主神、第四神素戔鳴神の四柱を奉斎してゐるが、私は第二神以下は後世に逐次併祀せられて行つた神々であらうと推測してゐるのである。自ら併祀された理由も一見して明らかであるが、こゝでは省略に従ふ。元來はヒルコ神一神であつただらう）。従つてエビス神信仰の普及と共に当社から勧請された神を奉斎する神社も、全国的に見て決して少なくなく、明細帳によれば約過半数のエビス社が現に蛭児神を奉斎してゐるのである。エビス神を蛭児神とする説は、上記二神に比して最も古くから云はれてゐるところであつて、その意味から十分尊重すべきであると共に、慎重に取扱ふべき問題であらう。即ち、エビスを蛭児と同一神なりとした思想若しくは信仰は、エビス神が文献に見へ始めた平安末期よりは、遙かに時代の降下した鎌倉時代の末期から南北朝の初期にかけて行はれたのである。その最も古い説は、鎌倉時代の神皇正統録に

（前略）蛭児とは西宮の大明神、夷三郎殿是なり。此御神は海を領し給ふ。云々
とあるのが初見である。その後源平盛衰記劔巻にも

蛭子は三年迄足立たぬ尊とておはしければ、天石櫂樟船に乗せ奉り、大海が原に推し出して流され給ひしが、摂津の國に流れ寄りて、海を領する神となりて、夷三郎殿と頭れ給うて、西の宮におはします。

とあつて、後世多く此の説に準じて諸書に採用せられることとなつたのである。今右に挙げた最古の記録に基づいてエビス神の御本体をさぐつてみようと思ふ。先づ両書を通じて伺はれることは、

- (1) ヒルコは蛭児なり
- (2) 蛭児は西宮の祭神なり
- (3) 蛭児は夷三郎殿なり

(4) 蛭児は海を領する神なり

の四つにまとめることが出来るであらう。併して(2)、(3)より三段論法的解釈を下せば西宮の祭神は夷三郎殿となり、即ち、蛭児Ⅱ夷三郎Ⅱ西宮といふ一貫した結論が見出されるのである。此が鎌倉末期より南北朝にかけて広く行はれたエビス神に関する一般的観念であつたと云ふことが出来よう。夷、三郎殿に就いては、前述の如く別神であるにも抱らず両書共「夷三郎殿」と一神化して見てゐるといふ事實は、これ又、當時に於けるエビス神観の一端をうかがはしめるものと云へよう。さて、斯様に西宮の祭神を蛭児神とする説が早くから行はれて来たのであるが、果して蛭児神がエビス神の古い姿を止めてゐるものなだらうか。少くとも右の両書に於ては、蛭児神即ち、神代卷上に現はれた蛭児神を想定してゐることはその記載から云つて間違ひあるまい。若しそうだとすれば、身体不具の為に海に流されたといふまことに奇態な神を奉斎してゐたと云ふことになるわけである。では如何なる理由から之を蛭児神だと云ひ出したのであらうか。此の点について喜田博士は「第一にエビスと言ふ名が既に普通でない為に、神代史上の普通の神を之に擬する事が頗る困難であつたといふ事。次に西の宮の神は海上を守り給ふとして信ぜられたが為に、海に縁ある神が求められたこと」の二つの理由を挙げて蛭児神との結び付きを考へておられるのである。⁽⁷⁾又長沼賢海氏は此の關係について、先づ夷神と三郎殿とは各々別神であること、而して之を夷三郎とつゞけて一柱の神と信ずるやうになつたこと、其の三郎といふに因んで更に蛭児に附会し、三神一体の如く信ぜられるやうになつたが、ヒルコ神は又別神である。つまり三神皆別神であることを主張しておられるのである。⁽⁸⁾

今此等の説について検討するに、先づ喜田博士の第一説は、エビスといふ不可解な名より連想して神代史上の不可解な神即ち蛭児神を之に宛てたとするのであるが、繰返すやうであるが、此はあまりにもエビスの言葉に拘泥し過ぎた考へ方であつて、其の妥当でないことは既に前述の通りである。次の第二説は此の神の性格を知る上に於て最も重要な点を指摘したものであり、(4)にも明らかに示してゐるところである。その意味では異論はないが、併し海上守護神として海に縁のある神は必らずしも蛭児神に限るわけのものではあるまい。長沼氏の見解ではエビス神と三郎殿と蛭児神とは根本的には別神であつたとするが、三神の關係、一体化の経過等については氏と見解を異にする点があるから、以下の考へを披瀝してみたいと思ふ。

先づ注意すべきは、西宮エビス社と広田神社との關係である。戦前には前者は県社として、後者は人も知る官幣大社として著名であり、一応別社として存在してゐたが、歴史の変遷過程にあつては密接な關係を有してゐたのである。前に掲げた平安末期の伊呂波字類抄には既にエビス社は広田社の撰社として属して居つたことは明らかである。この時には未だ「浜南宮」の呼称は見へて居らず、たゞ撰社的位置を示してゐるに過ぎなかつたのが、鎌倉時代に入つて承安二年の広田社歌合に

判者俊成卿の判詞に

左歌水底にしづめる心哀れにこそ見え侍れ、浜の南の神感さだめて侍らんや云々

と、「浜の南の神」の用語が見へてゐるので、その頃から「浜南宮」の言葉が次第に用ひられたらしい。諸社禁忌によると「広田」に次いで「同浜南宮」の名がはつきりと掲載されてゐるし、南北朝頃には「南宮歌合」の行はれたことも明らかであつて、既に一般的呼称となつてゐたものであらう。此の南宮は字類抄等に見へる撰社としての一南宮社を指すものではなく、南宮以下の諸社を含めた総括的な呼称として、広田社北宮に対する浜南宮(浜と附する以上海岸に近く在つたものであらう。今日エビス社の境内から海岸までは七、八丁離れてゐる)と称したものである。つまり、かなり早くから広西両宮は南北相對する形勢下に置かれてゐたものと云つてよい。斯様な観点から、北宮たる広田社の祭神が日本書紀に示す如く天照大神の荒魂(撞賢木蔽之御魂天疎向津媛命)即ち大日靈尊を奉斎してゐるのに対し、南宮はその御兄弟神として、殊にヒルメに對するヒルコなる神を奉斎してゐたのではなからうかと考へられるわけである。此の事は、既に喜田博士が「夷三郎考」の中で一言触れられてゐるところであるが、博士は「北社たる広田のヒルメに對して南社なる

夷をヒルコとするとの想像も、まんざら起り得ないではなからう」程度の意味しか述べられてゐないが、此の着眼は実に卓見と云ふべく、もつと詳細な発表の無かつたのが残念である。そこで私は、此の点に基礎を置いて更に深く掘り下げてみたいと思ふ。

蛭児出生の段は、古事記、日本書紀の神代巻にあつて大きな差異のあることを認める。即ち、前者は国生みの段の最初に現はれ、後者は国生み終つて四神出生の段に於て現はれるのである。どちらがより原初的であるかの問題に就いて詳細をさけるが、エビス神に関する限り書紀本文の記載を重視したい。⁽⁹⁾何故ならば、四神出生が先づ日神(大日靈貴)、次いで月神、更に蛭児、最後に素戔鳴尊を生むこととなつてゐるが、その中で文字では全く相反する用語を使用しているにも拘らず、ヒルメ、ヒルコが対照的に置かれてゐること、次に出生順に於て蛭児が第三番に置かれてゐること等が注意すべき事項となつてゐるからである。既に説かれてゐる如く、書紀神代巻の本文は後世の手が加へられてゐてかなり要領よくまとめられ、洗煉された形を残してゐるものであるから、当面の四神出生の段に於てもこれが原初的神話型態を率直に現はしてゐるものとは考へられない。寧ろ整然たる姿をとつたものと見てよい。併らば書紀本文以前の形はどのやうなものであつたらうか。此には何等根拠となるべき材料もないから、臆測の域を出ないものであるが、書紀本文の蛭児を通じて出来るだけ原本に近い形を探つてみるのが、エビス神としてのヒルコの原初的形態を知る唯一の方法と考へられるので少しく述べてみよう。

前述の如く、書紀本文ではヒルメとヒルコが兄弟神として対照的立場に置かれてゐるにも拘らず、従来はヒルメを大日靈貴と記し、ヒルコを蛭児と表現したが為に、文字に眩惑されてかあまり注意を払はなかつたようである。それどころか書紀本文作成時に於てすらヒルコに対し「蛭児」の如き漢字を使用したのが為に、以下ヒルコについて「雖^三已三歳^四脚猶不立。故載^五之於天磐櫓樟船^六而順風放棄。」の如き表現をとらざるを得なかつたのである。書紀成立以前の右伝承に於ては、恐らく天下の主たるべき者として、日神たるヒルメと海神たるヒルコ(海神として明記はないが種々の点よ

り海神的性格が強い)とが対立してゐたものではあるまいか。書紀本文では蛭児を以て兄弟神としてゐるが、作為されたものであらう。其の何れを主宰者とすべきかについては、結果的に見て日神たる大日靈貴に凱歌が上り(母系社会の反映か)、敗者たるヒルコは空しく海の彼方に去つていつたものであらう。斯様な古伝承が材料となつて、書紀成立の際成文化されるに及んで今日見るが如く整つた形に改変せられたものと私は考へるのである。即ち、ヒルコが「蛭児」の名の下に神代巻上他に例を見ない奇態な姿をとよめてゐるのは、追放者ヒルコの末路を表現したものと容易に納得が行くであらう。以上が書紀本文成立以前の古伝承の姿を探つてみたのであるが、エビス神を蛭児神とする更に古い形が、実に今述べたヒルメの対立者、敗者としてのヒルコに他ならない事を指摘したのである。従つて書紀本文に現はれた蛭児と、それ以前のヒルコとは名義の上では全く一致するものがあつたが、その後の歴史的経過によつて一つの成文化といふ契機を境として、以前のヒルコと以後の蛭児の概念に大きな差異の生じて来たことは注意すべきことである。前者こそエビス神の真の原初的な祭神であり、後者は後世所謂三郎殿と呼ばれるところの蛭児神であつて(三郎殿とは三男の意であることは間違ひあるまい。併して使用例は平安朝以後に属する新しい用法と思はれる。その対象とするところは書紀本文四神出生の段に於ける第三男即ち、蛭児神を指すものと私は信じてゐる)、つまり古くはエビス神^二ヒルコ神、三郎殿^三蛭児神と判然と区別されてゐたものが、時代の経過と共に蛭児神の認識が強くなつて一方のヒルコ神がその影に隠れ、やがて忘られるようになったものではあるまいかと思ふ。それは平安末期に夷、三郎殿と区別されてゐたものが、鎌倉以後になると両者が習合して「夷三郎殿」と一神化され、その対象を蛭児神と考へるようになったことが、この間の経過を明瞭に示してゐるやうである。

以上述べたところによつて、今日我々がエビス神として奉斎してゐる神々即ち、大国主神、事代主神、蛭児神達の中で最も本源に近いのが蛭児神と思はれるが、此の神として決して記紀に物語られたやうな神ではなく、蛭児神を通して更に古い伝承の姿としてあつたヒルメに対立するヒルコといふ偉大な神こそ、より本源的なものではなかつたらうかとい

ふ事を指摘したのである。

註

(1) 喜田貞吉氏著「福神研究」所収「夷三郎考」の中で「往時の夷神は大国主神にして其の西の宮の社には式内大国主西神社なるべき事」の項あり、参照。

既に撰津志(並河永著)に於て、大国主西神社を西宮エビス神社である事を主張してゐるのが最も早い例であるが、理由が書いてなく、明らかでない。

(2) 前掲「夷三郎考」参照。

吉井良秀翁も「西宮夷神研究」でその説を引き継いでゐる。

(3) 例外として越前国敦賀郡に「大神下前神社」あり、此の下前は、地名とみるより方角を指す言葉ともとれないことはない。又、筑前国那珂郡「八幡大菩薩宮崎宮」、豊前国宇佐郡「八幡大菩薩宇佐宮」は、共に地名が神号の下に附せられてゐるが、此は特殊神名による特例と考へたい。

(4) 今日保久良神社の境内より石器時代のものと思はれる祭祀関係の遺蹟、遺物が多数発見せられており、この詳細な調査報告が、験杉会紀要第四輯(昭和十七年三月)として「撰津保久良神社遺蹟の研究」(樋口清之著)が出されてゐる。

(5) 吉井翁の結論は、大国主西神社を西宮エビス神社の前身とすることは喜田博士と同様であるが、エビス神を大国主神とせず、元々蛭児神であるとして、それがやがて大国主西神社に合併したものであると説いてゐる点が違つてゐる。

長沼賢海氏は「夷神は大国主命なりといふ説は、夷社の祭神研究上面白き事なれど誤りたる説なるべし」と観破してゐる。(「日本宗教史の研究」)

(6) 前掲「夷三郎考」(三郎殿は事代主神なるべき事、参照)

(7) 前掲「夷三郎考」(西宮夷社の祭神を蛭子なりとする説、参照)

(8) 長沼賢海氏著「日本宗教史の研究」所収「ゑびす神の研究」(第二章 夷神と三郎殿と蛭子)

(9) ヒルコが古事記で国生みの段の頭初に記されてゐることは、その神格からして(人格神的な匂ひが強い)合点が行かぬ。その点書紀本文の四神出生の中に入れることの方がより合理的であらう。従つて無意識に此の個所に挿入されたものか、意識的とすれば、神格の偉大さにとられはて国生みの頭初に置きかへられたものであらうか——ヒルメに対する偉大なる失格者として——。

松村武雄氏著「日本神話の研究(第二巻)」所収「第三章 国生み神話」の中で不具児、不良児生みの問題として、ヒルコにつ

き詳細、綿密なる検討を試みてをられるから参照されたい。

四 む す び

エビス神について他に論ずべき幾多の問題が残つてゐるが、本稿では特に最も基本的な点を採り上げて検討を試みたものである。即ち、我が神々の内にあつて例を見ない「エビス」と云ふ奇態な呼称が果して何時頃から行はれ、又どの様な觀念の下に取り扱はれたか、若し「エビス神」の呼称が古来的なものでないとするならば、「エビス」の語によつて代表せられる古来からの神は如何なる神であつたのか、それが「エビス神」とどのやうに結び付いたのか等の諸点を明らかにしたのであるが、何分古く遡る程史料不足の感はまのがれないので、幾分臆測に走つた点もあらうが、私の「エビス神」に関する基本的見解は以上の如く十分述べたつもりである。たゞヒルコ神の本質と考へられる海神的性格についても述べるべきであつたが紙数をあまりにも費したのでやむなく割愛することにした。此は何れ別稿「エビス神信仰史——特に海神信仰を中心とする——」に於て詳論する予定である。

なほエビス神の発祥及び信仰の中心は、私はあくまで 広西両宮を中心とする西宮地方に根拠を置くものであつて、学者によつては岐島神社所屬のエビス社をより古くみようと見る見解もあるが、其れは西宮エビス信仰の普及に伴つて後世勧請せられたものであらうと考へてゐる。従つて以上の論述は、常に西宮エビス神を中心とする立場から論じてゐる事を附記する。(三三・六・一記)

註 吉田東伍氏著「大日本地名辞書」

長沼賢海氏著「日本宗教史の研究」

——西宮神社権宮司——

昭和五十一年五月十日 発行

西宮神社の研究 非売品

発行所 西宮神社社務所
西宮市社家町一―一七

印刷所 内外印刷株式会社
京都市下京区西洞院七条南